

## 随意契約結果書

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 物品等の名称及び数量                   | 淀川賑わい創出事業運営支援業務   |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>近畿地方整備局淀川河川事務所長<br>波多野 真樹<br>大阪府枚方市新町 2-2-10   |
| 契約締結日                        | 令和 4年 8月29日   |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | 株式会社エム・シー・アンド・ピー<br>大阪府大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル12階   |
| 契約金額<br>(消費税及び地方消費税含む)       | ¥7,700,000-   |
| 予定価格<br>(消費税及び地方消費税含む)       | ¥7,700,000-   |
| 随意契約によることとした理由               | <p>随意契約理由書</p> <p>1. 業 務 名<br/>淀川賑わい創出事業運営支援業務?</p> <p>2. 業 者 名<br/>株式会社エム・シーアンド・ピー</p> <p>3. 随意契約理由<br/>官民連携による新たな水辺の利活用を展開するミズベリングの事業目的を踏まえ、枚方地区における継続的な水辺活用事業を行うための社会実験の運営支援、実施内容の検証、及び次年度社会実験の提案、今後自主的な運営を行っていくためのプラットフォームの運営支援を行う業務である。<br/>本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。<br/>参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に2者から説明書等の交付依頼があり、2者から企画提案書の提出があった。<br/>提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。</p> <p>4. 適用法令<br/>会計法第29条の3第4項及び予令第102条の4第3号<br/>推薦者 淀川河川事務所 調査課長</p> |
| 備 考                          |   |